

受益者負担金・分担金の納期です

11月は、下水道にかかる受益者負担金・分担金の納期です。最寄りの金融機関で納めてください。

納期限 11月30日(火)

問合せ 西条市庁舎下水道業務係 (内線2823)、東予総合支所業務係 (内線211)

対象の納期

- 旧西条分 第3期
- 旧東予・丹原分 第2期

家屋を取り壊したらご連絡ください

平成16年1月2日以降に取り壊した家屋は、平成17年度から固定資産税は課税されません。

登記家屋は法務局への滅失登記で課税台帳の抹消が可能ですが、未登記家屋については、取り壊しを完全に把握することは困難な場合があります。

家屋を取り壊した場合は

- 西条市庁舎資産税第2係 (内線2274)
- 東予総合支所資産税係 (内線126)
- 丹原総合支所資産税係 (内線266)
- 小松総合支所資産税係 (内線113)

製造事業所の皆様へ 工業統計調査にご協力ください

平成16年工業統計調査を12月31日現在で行います。調査の実施は、12月から来年1月にかけて調査員がお伺いします。

なお、調査票に記入して

いただいた内容については統計法にもとづき秘密が厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

問合せ 西条市庁舎広報統計係 (内線2129)

12月の市税ごよみ

- 旧西条市分**
20日 国民健康保険税第3期分の督促状の発送
27日 固定資産税第4期分の納期限
 - 旧東予市分**
20日 国民健康保険税第5期分の督促状の発送
27日 固定資産税第4期分の納期限
 - 旧丹原町分**
20日 国民健康保険税第5期分の督促状の発送
27日 固定資産税第3期分の納期限
 - 旧小松町分**
27日 国民健康保険税第6期分の納期限
27日 固定資産税第3期分の納期限
 - 27日 国民健康保険税第4期分の納期限
- ※督促状1通につき1000円の督促手数料と延滞金をいただきます。

